

「信用リスクに係る内部格付手法(IRB)」の概要

2018年2月

金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終合意文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。必ず最終合意文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

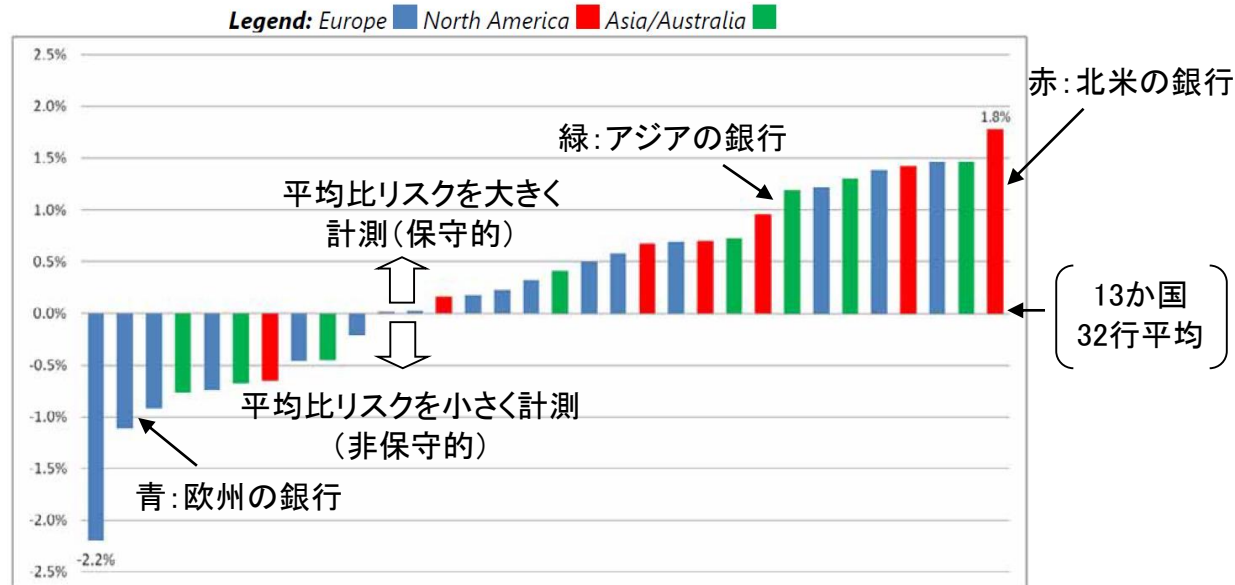
目次

1. 見直しの背景
2. 見直しの概要
3. 内部モデルの利用制限
4. リスク・パラメータの下限設定
5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策
6. 資本フロア

1. 見直しの背景

- バーゼルⅡのもとでは、①資本規制のリスク感応度の向上、②金融機関のリスク管理高度化の促進を目的に、内部モデル手法の利用が促進され、信用リスクでは内部格付手法(IRB)が導入された。
- こうした中、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が国際的に活動する銀行の調査対象先に、共通の信用ポートフォリオを提示し、各行のリスク管理手法に基づき、リスクアセット(RWA)を算出する分析を実施。その結果、銀行が保有する資産のリスクの違いでは説明がつかない差異の存在が判明(RWA計測のばらつき)。

(図表)リスクアセットの計測の差異による自己資本比率への影響(銀行勘定・信用リスク)



(注) 調査参加サンプル行の自己資本比率の中央値対比、各行毎の自己資本比率のかい離幅を示す。

(出所) "Regulatory consistency assessment programme (RCAP)- Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book",
Basel Committee on Banking Supervision, July 2013

2. 見直しの概要

- バーゼル委は、リスクアセット計測のばらつきが自己資本比率規制体系の信頼低下につながる看過できない問題として、内部モデルの利用に制約をかける方向で規制体系全般のレビューに着手。
- バーゼルⅢ最終化は、こうしたレビューの結果をバーゼル規則に反映したものである。
- 信用リスクIRBに係る見直しでは、リスクアセット計測のばらつきの軽減に向け、以下の施策を導入。

(表)信用リスクIRBに係る見直しの全体像

① 内部モデルの利用制限	•モデル化に馴染まない資産クラスに対するモデルの利用制限(リスク・パラメータの固定化)、あるいは利用廃止(標準的手法の適用)
② リスク・パラメータの下限設定	•引き続きモデルが適用できるリスク・パラメータ(入力)に対する下限(フロア)の設定
③ ばらつき軽減に向けた追加施策	•(モデルが適用できる)リスク・パラメータの推計手法の見直し、当局設定値のカリブレーションの見直しなど
④ 資本フロアの導入	•信用リスクを中心とした銀行の全リスクアセットに対し、バーゼルⅢの標準的手法に基づくリスクアセットの下限の導入
⑤ IRBスケールリング・ファクター(1.06)の廃止	•①から④の施策の導入に伴い、廃止

3. 内部モデルの利用制限

- (サンプルの少なさから頑健な推計が困難な) 低デフォルト債権 (金融機関・大企業・中規模企業債権) については、先進的内部格付手法 (A-IRB) の利用を廃止。但し、基礎的内部格付手法 (F-IRB) の利用は引き続き可能。
- 特定貸付債権 については、引き続きA-IRBとF-IRBの利用を認め、スロットティング方式については、バーゼル委が今後レビューを行う。
- 株式 については、各種IRB手法の利用を廃止し、標準的手法 (SA) を適用 (次頁)。

	バーゼルII	バーゼルIII
大・中規模企業債権 (注)	A-IRB / F-IRB / SA	F-IRB / SA
金融機関債権	A-IRB / F-IRB / SA	F-IRB / SA
特定貸付債権	A-IRB / F-IRB / スロットティング方式 / SA	A-IRB / F-IRB / スロットティング方式 / SA
株式	各種IRB手法 (PD・LGD方式ほか)	SA

(注) グループ連結ベースでみた売上高が5億EUR超の企業。

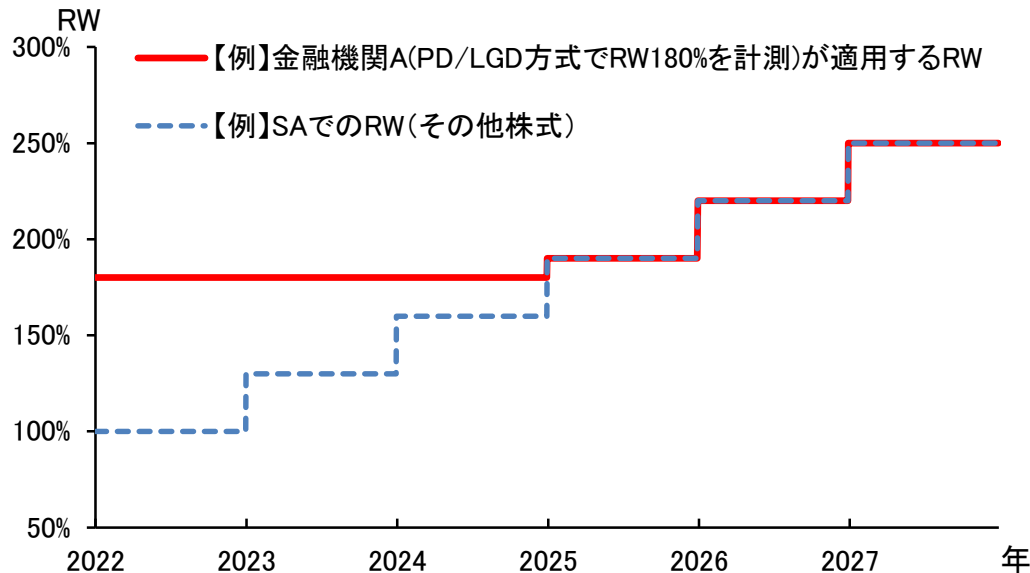
- 大・中規模企業債権以外の事業法人債権、リテール債権については、内部モデル手法の利用を引き続き許容。

3. 内部モデルの利用制限

(内部格付手法採用行(IRB行)が保有する株式エクスポージャーの扱い)

- 商品の同質性に鑑み、銀行に内部モデルを用いるための情報優位性が十分でないことから、その利用を廃止。これに伴い、リスクウェイト(RW)250%(その他株式)か、RW400%(投機的な非上場株式)の何れかが適用される。
- 一方、IRB行が保有する株式エクスポージャーに対し、各国裁量で、2022年1月1日から5年間の移行期間および段階的適用措置が設けられた。
- 同期間中は、①標準的手法において段階的に引き上がるRWと②内部モデル手法に基づいて計算されるRWの何れか高い方を用いてリスクアセットを算出。

(イメージ図)IRB行が保有する株式に対する段階的適用措置



4. リスク・パラメータの下限設定

- 引き続きモデルが利用できる資産のリスク・パラメータには、その保守性を担保する観点から、以下の下限(インプット・フロア)を適用。

	リスク・パラメータの下限				
	PD	LGD *A-IRBのみ		EAD *A-IRBのみ	
		無担保	有担保		
事業法人	5bp	25%	【担保種類】 金融資産:0% 売掛債権:10% 不動産:10% その他資産:15%	(i)オンバランス・エクスポージャーと、 (ii)SAのCCFに基づく オフバランス・エクスポージャーの50%の合計額	
リテール					
住宅ローン	5bp	N/A	5%		
適格リボルビング	適格リボルビング	5bp	50%		N/A
	トランザクター リボルバー	10bp	50%		N/A
その他リテール	5bp	30%	【担保種類】 金融資産:0% 売掛債権:10% 不動産:10% その他資産:15%		

(注) CCFは、コミットメントなどのオフバラ項目のデフォルト時エクスポージャー(EAD: Exposure at Default)を計算する際に用いる掛目。

(注) 適格リボルビング(トランザクター)は、クレジットカード与信のうち過去12か月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去12か月間に引出実績のない当座貸越。適格リボルビング(リボルバー)は、それ以外のリボルビング型債権。

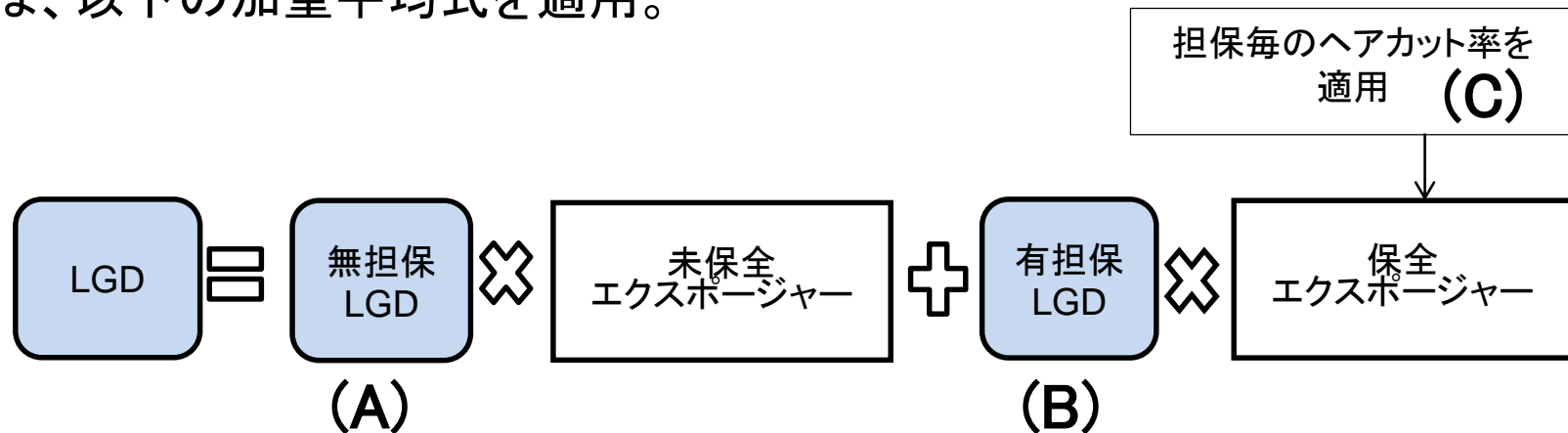
5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策

(デフォルト確率<PD>の推計)

- ①PDは観測された1年物デフォルト率の長期平均値に基づいて内部格付毎に推計すること、②推計に用いるデータは、デフォルト実績が多い年と少ない年の両方を適切に映じること、③債務者の固有の要因により格付遷移が可能となる枠組みを設けること、などを規則に明記。

(F-IRBのもとでの予想デフォルト時損失率<LGD>の算出式の設定)

- エクスポージャーの保全割合により適用する値が異なってくるLGDの計算には、以下の加重平均式を適用。



5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策

(A) 無担保LGD

- 事業法人の無担保シニア債権に対するF-IRBの当局設定LGDは、45%から40%に引下げ(その他は不変)。

	金融機関債権	事業法人向け
シニア債権	45%	45% → <u>40%</u>
ジュニア債権	75%	75%

(B) 有担保LGD、(C) 保全エクスポージャーに対するヘアカット率

- ヘアカット考慮後の保全部分のLGDは、ヘアカット率の引上げなどを踏まえ、非金融資産担保の当局設定値を引下げ(担保をより多く積むことで、より低い有担保LGDを容認)。

	(B) 有担保LGD		(C) ヘアカット	
	バーゼルII → バーゼルIII	バーゼルII → バーゼルIII	SAのヘアカット	SAのヘアカット
金融資産担保	0%	0%	SAのヘアカット	SAのヘアカット
売掛債権	35%	20%	20%	40%
不動産担保	35%	20%	28.6%	40%
その他担保	40%	25%	28.6%	40%

5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策

(デフォルト時エクスポージャー<EAD>の推計)

- F-IRBを適用する資産(リテール債権除く)のオフバランス項目に係るCCF(EADを計算する際に用いる掛目)には、SAで定めた固定値を適用。
- A-IRBを適用する資産(リテール債権含む)のオフバランス項目のうち、リボルビング型(※)でない与信枠については、SAで定めた固定値を適用。リボルビング型の与信枠には、特定の推計方法(※※)を許容。

(※) 借り手の裁量で、与信供与枠の範囲内での引出額や借りる頻度を定めることができる与信枠。借り手は引出、返済、再引出を自由に行うことができる。期限前弁済や再引出が可能な与信枠もリボルビング型と定義。

(※※) デフォルト時点から12か月前まで遡り、そこからの累積引出率を推計する手法。

(マチュリティ調整項<M>)

- A-IRBが適用される与信枠から引出された債権のマチュリティ計算には、当該与信枠の契約満了日を用いることを明確化。

5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策

(信用リスク削減手法の見直し)

- 信用リスク削減手法 (CRM: Credit Risk Mitigation) は、保証やクレジット・デリバティブによって信用リスクを削減する手法であり、IRBでは、CRMをPD、LGDに反映することが可能。CRMに係る施策(変更点)は、以下のとおり。

	バーゼルII	バーゼルIII	
		A-IRB	F-IRB
保証	F-IRB適用債権(リテール債権除く)では、保証部分のエクスポージャーにつき、保証による完全代替が成立しない可能性を考慮して、債務者と保証人のPDの範囲内でPDが設定可能	—	保証部分のエクスポージャーにつき、保証人のPDを用いる
条件付き保証 ^(注1)	A-IRBでは認める	認めない	—
ダブル・デフォルト効果 ^(注2) の勘案	IRBでは同効果を限定的に許容	廃止	
ヘアカット率の自行推計	IRBでは自行推計が可能	廃止	
クレジット・デリバティブ	Nth-to-default ^(注3) のクレジット・デリバティブは認める	First-to-defaultは認めるが、2 nd -to-default以上は認めない	Nth-to-defaultは全て認めない

(注1)条件付き保証: クレジット・イベントが発生しても、契約上の一定条件が満たされない限り、実行されない保証。

(注2)ダブル・デフォルト効果: 債務者と、保証やクレジット・デリバティブの提供者の両方が当該債権に対してデフォルトするリスクが、それぞれがデフォルトするリスクよりも小さくなる効果。一定条件を満たせば、このリスクの差分を、CRMとして勘案する発想。

(注3)N-th to default: バスケット型クレジットデリバティブにおいて、参照資産である複数のエクスポージャーのうち、n番目の債務者にクレジット・イベントが発生した段階でプロテクションの提供者から取得者に支払われるタイプの金融商品。

5. ばらつき軽減に向けた主な追加施策

(IRBの段階適用<Roll Out>)

- 現行では、規模やリスクの観点で重要(material)な資産クラスに対して、全てIRBを適用することが想定されている。
 - 重要な資産クラスであれば、実務やデータ制約面でIRBの適用が困難な場合でも、IRBを段階適用(phased roll out)し、原則として全ての資産クラスに対してIRBの適用が求められる。ただし、重要でない(immaterial)と認められた資産クラスは、段階適用の対象外(標準的手法の適用)とすることが認められている。
- 最終規則では、原則として全ての資産クラスに対してIRBを適用するとの従来の考え方を改め、以下の資産クラス毎にIRBの適用可否を判断することとした(IRBを適用する資産クラス内での標準的手法の部分適用は認められない)。

金融機関債権	適格リボルビング型リテール債権(QRRE)
事業法人債権(除く特定貸付債権<SL>、購入債権)	リテール・居住向け債権
特定貸付債権(SL)	その他リテール債権
事業法人型購入債権	リテール型購入債権

6. 資本フロア

- 資本フロアは、①から③の信用リスクIRBの見直しを補完すべく、各種内部モデル手法により算出された銀行のリスクアセットが、全体としてバーゼル規制の標準的手法の枠組みで計算されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置。
- 資本フロアは、各々のリスクにではなく、全体のリスクアセットに対して適用される。
- 資本フロアの計算において参照すべき標準的手法は、以下のとおり。

信用リスク	バーゼルⅢの標準的手法(SA)
カウンターパーティ信用リスク	エクスポージャー計算にはカウンターパーティ信用リスクの標準的手法(SA-CCR)、RW計算にはバーゼルⅢの標準的手法
CVAリスク	何れも標準的手法である①標準的方式(SA-CVA)、②基礎的方式(BA-CVA)、あるいは③簡便法(カウンターパーティ信用リスクの100%)
証券化リスク	何れも標準的手法である①外部格付準拠方式(SEC-ERBA)、②簡易方式(SEC-SA)、あるいは1,250%RW
マーケット・リスク	標準的方式(SA)あるいは簡易標準的方式。トレーディング勘定上で保有する証券化商品は、証券化リスクと同様の扱い。
オペレーショナル・リスク	バーゼルⅢの標準的手法(SMA)

6. 資本フロア

- 資本フロアに係る移行期間・経過措置は、以下のとおり2022年から段階的に実施し、2027年には72.5%で完全適用。

移行期間 <small>(以下の年表示は、全て1月1日からの適用を意味する)</small> ・経過措置					
2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

- 標準的手法のもとで計算されたリスクアセットを2022年より開示していく(その開示方法については、別途市中協議を実施予定)。
- 移行期間中のキャップ: 各行ごとのフロア適用後のリスクアセットの増加率に25%のキャップを設けることを許容(各国裁量)。
- なお、会計基準の貸倒引当金に関する予想信用損失(ECL: Expected Credit Loss)モデルの導入に伴い、バーゼル委は、資本フロアにおける引当金調整の扱いをレビューしていく予定。